

会長及び職務代行者の選出について

1 選出方法

公益代表の委員のうちから選出
(国民健康保険法施行令第5条)

2 会長の職務等

- (1) 会務を総理し、協議会を代表
(県国民健康保険条例第5条第2項)
- (2) 会議の招集
(県国民健康保険条例第6条第1項)
- (3) 参考人の出席及び意見聴取
(県国民健康保険運営協議会運営規程第3条)

3 職務代行者の職務等

会長に事故があるときに、職務を代行
(県国民健康保険条例第5条第3項)

4 公益代表の委員

氏名	備考
采女 博文	鹿児島大学名誉教授
小林 千鶴	公認会計士
八田 冷子	鹿児島県看護協会会長 (元鹿児島純心女子大学教授)